

紛争解決アドバイザー規程を次のように定める。

平成21年2月25日

厚生労働大臣 舩添 要一

紛争解決アドバイザー規程

(設置)

第1条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第22条に規定する労働者と事業主との間の紛争に関し、都道府県労働局長が法第23条第1項の規定に基づき紛争の解決の援助を行う際に、都道府県労働局長に対し、当該紛争の迅速かつ適正な解決に資する専門的な助言を行わせるため、都道府県労働局に紛争解決アドバイザーを置く。

(委嘱)

第2条 紛争解決アドバイザーは、社会的信望があり、かつ、労働問題に関する専門的知識及び実務経験を有する者のうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

(職務)

第3条 紛争解決アドバイザーは、都道府県労働局長が法第23条第1項の援助を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うものとする。

(任期等)

第4条 紛争解決アドバイザーの任期は、1年とする。

2 紛争解決アドバイザーは、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 紛争解決アドバイザー及び紛争解決アドバイザーであった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第1項の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 紛争解決アドバイザーは、その地位を利用して、特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は紛争に介入することその他その信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、紛争解決アドバイザーに関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省雇用環境・均等局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。